

## 旅行業の登録区分

		登録行政庁 (申請先)	業務範囲				登録要件		
			企画旅行			手配旅行	最低営業保証金 (最低弁済業務 保証金分担金)	基準資産	旅行業務取扱 管理者の選任
			募集型		受注型				
			海外	国内					
旅行業	第1種	国土交通大臣	○	○	○	○	7,000万 (1400万)	3,000万	必要
	第2種	主たる営業所 の所在地を管 轄する都道府 県知事	×	○	○	○	1,100万 (220万)	700万	
	第3種		×	△ (隣接市町村)	○	○	300万 (60万)	300万	
	地域限定		×	△ (隣接市町村)	△ (隣接市町村)	△ (隣接市町村)	15万 (3万)	100万	
旅行者 代理業	旅行者から委託された業務				不要	—			

1. 「企画旅行」とは、あらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供にかかる契約を自己の計算において締結する契約である。
2. 旅行者代理業の業務範囲は、その所属する旅行者から委託された業務に限られる。
3. 旅行業協会に加入している場合、営業保証金の5分の1を弁済業務保証金分担金として納付すれば足りる。